


主な手続きQ&A

1 借用証書について

<p>借用証書に記入する連帯保証人は誰でもよいのですか？</p>	<p>借用証書に記入する連帯保証人は、この修学資金の申込みを行った際に連帯保証人となった方と同じです。</p> <p>なお、何らかの理由で連帯保証人を別の方に変更する必要がある場合は、連帯保証人変更届（第4号様式）を併せて提出してください。連帯保証人は必ず2名必要です。1名は両親等家族（収入のある方）で結構ですが、もう1名はなるべく生計を別にして収入のある方（親戚等）を指名してください。</p>
<p>借用証書の収入印紙の消印はどのように押せばいいのですか？</p>	<p>必ず借受人ご自身の印鑑で、下図のように収入印紙と借用証書の両方にかかるように割印してください。</p> <div data-bbox="694 667 1348 862" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">借用証書</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 50px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 収入印紙 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;">  </div> <p style="text-align: right; margin-top: 5px;">← 半分ずつかかるように押印してください。</p> </div> <p>なお、借用証書の借用金額は訂正できませんので、すべて記入が終わった後に記載内容に間違いがないかよく確認し、最後に収入印紙を貼って消印してください。</p>

2 卒業直後の手続き等について

<p>就職する病院の病床数は一般病床が150床、療養病床が100床ですが、特定医療施設等の条件である200床未満に該当しますか？</p>	<p>該当しません。200床未満の病院であるかどうかは、病床の種類にかかわらず、その病院の総病床数で判断します。入職時などによく確認してください。なお、特定医療施設に該当するかなど判断が難しい場合は県までお問い合わせください。</p>
<p>「返還債務履行猶予期間」とはどういう意味ですか？</p>	<p>修学資金は、県内の特定医療施設に看護職員として就職したただけではすぐに免除となりません。少なくとも今後5年間継続して看護職員の業務に従事したことが確認されてはじめて免除となります。</p> <p>この免除の要件を満たすまでの間は修学資金の返還を延期するため、卒業して看護師等の免許取得後すぐに就職したら、1か月以内に「修学資金返還債務履行猶予申請書」（第9号様式）を提出してもらいます。修学資金の返還が免除されるまでに必要な期間とも言えます。（単に「返還猶予期間」と呼ぶことも多いです。）</p>
<p>病院の採用日は4月1日からですが、返還債務履行猶予期間は看護師免許が登録された4月10日からとなっています。なぜですか？</p>	<p>修学資金の返還を免除できる要件は、「看護学校等を卒業後看護師等の免許を取得し、すぐに県内の特定医療施設等において看護職員の業務に継続して5年間従事すること」です。</p> <p>看護師として業務に従事することができるのは、法律（保助看法）上、看護師籍に登録された日（免許登録日）以降となりますので、「看護職員の業務に従事」するのは4月10日からとなり、返還猶予期間は4月10日から5年後の4月9日までとなります。</p>
<p>・看護師等の免許を取得しない ・卒業後すぐに就職しない ・県内の特定医療施設に就職しない このような場合、修学資金を返還することになるとと思いますが、返還はいつからはじまるのですか？</p>	<p>卒業後、1か月以内に「返還届」（第10号様式）を提出してください。県で確認次第、返還通知書をお送りします。この通知の後に「納入通知書」（振込用紙）が毎月上旬頃に郵送されます（月賦の場合）。この納入通知書により指定された期限（通常は月末）までに金融機関の窓口で指定金額をお支払ください。（現時点では口座振替制度はありません。また、郵便局ではお取り扱いできません。）</p>

<p>進学した場合、修学資金を返さなくてはいけないのですか？</p>	<p>進学した場合は、その進学先に在学している間は修学資金の返還を猶予しますので、「修学資金返還債務履行猶予申請書」（第9号様式）を提出してください。その後、進学先の学校等を卒業し、看護師等の免許取得後すぐに県内の特定医療施設に看護職員として就職すれば、その後5年間の業務従事が認められると修学資金の返還は免除されます。</p> <p>なお、進学先を卒業したらすぐに修学資金の返還債務履行猶予申請か返還届の手続きが必要となります。忘れずに手続きをお願いします。</p>
<p>・3月に卒業し、6月以降に県内の特定医療施設に就職した ・卒業後、当初は特定医療施設以外の病院に就職したが、すぐに特定医療施設に転職した このような場合、修学資金の返還は猶予されますか？</p>	<p>猶予（免除）はできません。修学資金の返還を免除する要件として、看護学校等を卒業し、看護師等の免許取得後「すぐに」県内の特定医療施設に就職することとされていますが、各医療機関の採用事情等を考慮し5月頃までは猶予しています。しかし、6月以降に採用となった場合は「すぐに」就職したと認められませんのでご注意ください。</p> <p>なお、一旦特定医療施設以外に就職した場合は、卒業時の進路決定の際にすでに修学資金の返還免除を申請する意思がなかったと判断されますので、その後すぐに特定医療施設に転職したとしても返還は免除できません。</p>

3 返還猶予期間又は返還中の手続き等について

<p>結婚して住所が変わりましたが、どのような手続きが必要ですか？</p>	<p>住所や氏名が変更になった場合は、「住所（氏名）変更届」（第3号様式）により県へ届け出てください。この際、必ず現在の住所を確認できる住民票の写しを添付してください。</p>
<p>借用証書に記載した連帯保証人が転居したり、亡くなった場合はどのような手続きが必要ですか？</p>	<p>連帯保証人が転居した場合は「住所（氏名）変更届」（第3号様式）に新たな住所が確認できる住民票の写しを添えて県へ届け出てください。</p> <p>なお、亡くなられた場合などは新たな連帯保証人を指名する必要がありますので、このような場合は「連帯保証人変更届」（第4号様式）に新たな連帯保証人の印鑑証明書を添えて提出してください。</p>
<p>借受人本人が不幸により亡くなってしまいました。家族（親族）として行う手続きはありますか？</p>	<p>不幸にも御本人が亡くなられた場合は、その方の相続人となる方から「死亡届」（第6号様式）を死亡診断書等と共に提出していただきます。なお、この場合残った修学資金に係る債務については免除される場合がありますので、県へご相談ください。</p>
<p>人事異動で勤務先が変わりましたが、どのような手続きが必要ですか？</p>	<p>転勤の場合は「勤務先変更届」（第5号様式）を県に届け出てください。なお、転勤先が県外であったり、200床以上の病院などになる場合は、原則として修学資金を返還していただくこととなりますので、同一法人内にそのような医療機関がある場合は十分注意してください。（このようなことがあった場合は、まずは県へご相談ください。）</p>
<p>産休や育児休業、長期の病気休暇等の場合、返還猶予期間に影響はありますか？</p>	<p>就業規則等で認められている産休、育児・介護休業、病気休暇等で休職している期間は業務従事期間とみなしますので、返還猶予期間が延長されることなどはありません。ただし、これはあくまで休職期間中も特定医療施設等に在籍していること（退職扱いでないこと）が前提となります。</p>
<p>正職員でしたが、家庭の事情で勤務時間を減らし、同じ病院でパート身分で働くことになりました。返還猶予期間や免除に影響はありますか？</p>	<p>週に20時間以上勤務する就労形態であれば、臨時、パート等身分を問わず、業務従事期間として算定されますので影響はありません。なお、日雇等で勤務時間や日数が不規則なため必ずしもこの条件に該当するかどうかかわからないような場合は、あらかじめ県へご相談ください。</p>

<p>返還猶予期間中に事情により退職（転職）することになりました。どのような手続がありますか？</p>	<p>返還猶予期間中に退職した場合は、修学資金を返還していただく必要がありますので、「修学資金返還届」（第10号様式）を提出してください。なお、概ね1か月以内に県内の特定医療施設に再就職した場合は、継続して業務従事しているものとみなしますので「勤務先変更届」（第5号様式）を提出してください。</p> <p>退職される場合は、それまでの勤務期間により修学資金の返還が一部免除（減額）されたり、その後再就職した際に返還を中断して返還猶予期間を延長するなど、個別の事情により様々な手続が必要になります。（6ページからの「参考：修学資金の返還猶予期間や返還に関する計算例」参照）このため、退職や転職される場合は、まずは県へご相談ください。</p>
<p>修学資金を返還中ですが、家計的に厳しいので一時返還を猶予してもらうことはできますか？</p>	<p>この修学資金は、他の奨学金などと異なり、返還してもらうことを前提とする制度ではなく、県内の比較的人材確保が困難な中小の医療機関や特殊な事情のある施設などにおける看護職員の確保が円滑に図られるよう、一定の条件を満たして就労した場合は返還を免除するという、将来の人材への投資的な面を持っている制度です。</p> <p>このため、この意向に添えずに返還となる場合は、他の奨学金などより返還に関する条件は厳しくなっており、原則として猶予はできませんので御承知おきください。なお、やむを得ず期限までに納入できない場合は、必ず県へご相談ください。</p>

4 返還免除の手続き、返還完了等について

<p>返還猶予期間が終わり、県内の特定医療施設等で5年間看護職員として働きました。これから手続はありますか？</p>	<p>5年間働き終えたという事実だけでは修学資金の返還はまだ免除されていません。必ず「修学資金返還債務免除申請書」（第8号様式）を記入し、従事した特定医療施設等から業務従事証明書（申請書の裏面様式）に証明を受けて県へ提出してください。</p> <p>これにより県知事から返還の免除について承認を受け、借用証書が御本人に返却されないと、修学資金は借りたままの状態です。債務関係が残りますので、十分注意してください。</p>
<p>修学資金の返還がすべて終わると借用証書が戻ってくるとのことですがまだ届きません。なぜですか？</p>	<p>修学資金の返還がすべて終わっていない可能性もありますので、県へ確認してください。なお、実際に納入し終わっても、県で納入を確認し、債権処理が完了するまでに時間がかかる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。</p>
<p>返還免除の承認書や返却された借用証書、修学資金を返還した際の納入通知書の領収書などは保管しておく必要がありますか？</p>	<p>基本的にどれも修学資金の債権・債務関係を証明する重要な書類になります。しばらくは大切に保管されることをお勧めします。（特に納入通知書の領収書は少なくとも返済がすべて完了するまでは大切に保管しておいてください。）</p>

